厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録の訂正について

平成 20 年 12 月 17 日 年金記録確認中央第三者委員会

社会保険庁においては、これまでのあっせん事案を踏まえ、下記の厚生年金に係る申立ての場合については、処理の迅速化を図るために、本年12月中速やかに、年金記録確認第三者委員会送付前に社会保険事務所段階において年金記録の職権訂正(職権訂正後は、申立を取り下げていただくことにより処理)を開始するよう期待する。

記

- (1)申立人(法人の役員を除く。)の事案が、以下の①又は②に該当する場合 (下記(2)③~⑥に該当する場合を除く。)には、第三者委員会に申立て をしていただくものの、同委員会に送付せず、社会保険事務所段階におい て記録の訂正を行う。
 - ① 申立内容に対応する給与実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日(以下「全喪日」という。)以後に、遡及して申立人の標準報酬月額の記録が訂正されている場合
 - ② 雇用保険の記録等により申立期間における勤務実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所の全喪日以後に、
 - ア 遡及して申立人の資格喪失日の記録が訂正されている場合
 - イ 遡及して申立人の資格喪失日の記録が入力されている場合
 - ウ 全喪日の記録が申立人の資格取得日よりも前の日に遡及して訂正されたことに伴い、申立人の被保険者記録が取り消されている場合
- (2) 申立人の事案が、以下のいずれかの場合に該当するときには、通常の手続に従って、第三者委員会に送付する。
 - ① 申立人が法人の役員である場合
 - ② 上記(1)の①又は②のいずれにも該当しない場合
 - ③ 上記(1)の①又は②に該当するが、以下の例のように標準報酬月額又は資格喪失日の記録の訂正処理や資格喪失日の記録の入力処理が事実に即したものである可能性が確認できる場合

(例)

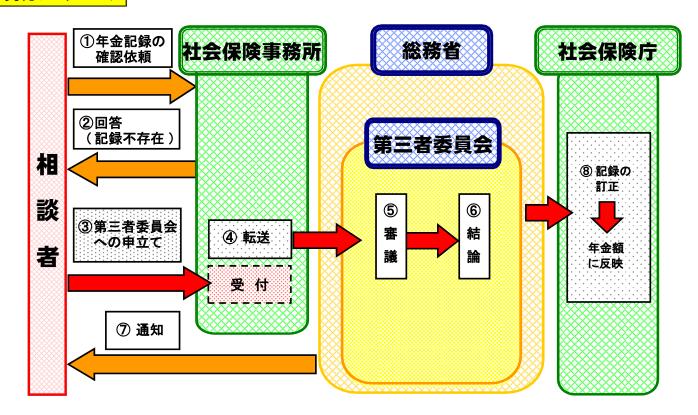
◇ 社会保険庁の原簿等で標準報酬月額又は資格喪失日の記録の訂正

処理や資格喪失日の記録の入力処理の具体的な理由が確認できる場 合

- ◇ 処理が事実に即したものであることを事業主等が主張している場合
- ◇ 事業主から算定基礎届が提出されず、保険者決定により標準報酬 月額に係る定時決定を行ったが、事後的に当該決定が事実に即して いないことが判明して、遡及訂正したことが確認できる場合 等
- ④ 上記(1)の①又は②に該当するが、事業主から遡及して標準報酬 月額を引き下げる等の説明を受け、申立人がそれに同意していたこと が確認できる場合
- ⑤ 上記(1)の①又は②に該当するが、申立期間の中に上記(1)の ①又は②に該当しない期間が含まれている場合
- ⑥ 上記(1)の②に該当するが、雇用保険の記録、給与明細書等から 定型的に資格喪失日を認定することができない場合
- (3)上記(1)により記録の訂正が行われた場合、同一事業所の同僚の申立てについては、「あっせん事案に係る事業所と同一事業所に同一時期に勤務していた者の年金記録の訂正について」(平成20年9月19日付け庁保険発第0919001号)に準じて対応する。

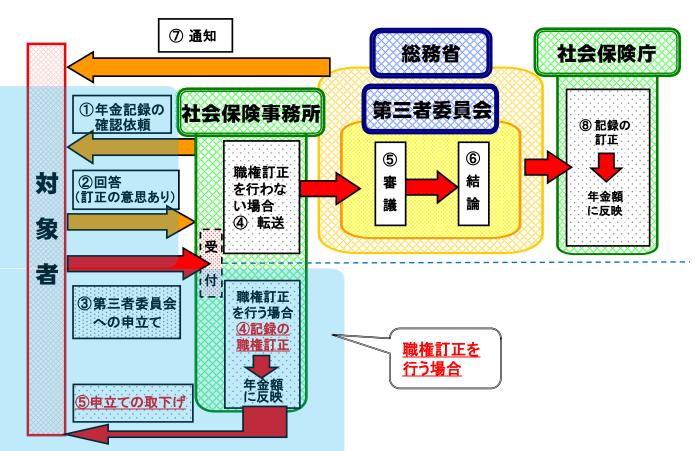
厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録の訂正

現行スキーム



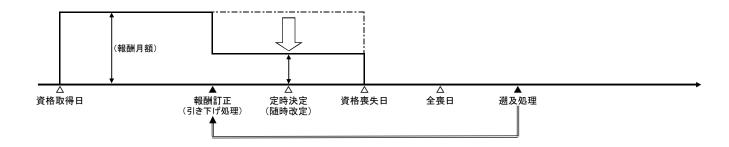
2万件戸別訪問における記録訂正のスキーム

*2万件戸別訪問以外の申立てについても、下記に準じて取り扱う。

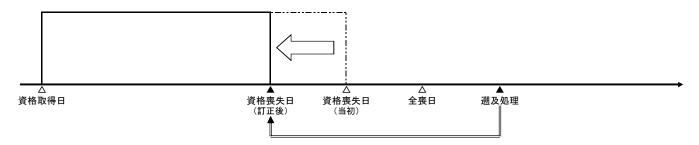


職権訂正パターンのイメージ図

① 給与実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所の全喪日以後に、遡及して申立人の標準報酬月額の 記録が訂正されている場合



② ア 勤務実態が確認できるにもかかわらず、事業所の全喪日以後に、遡及してご本人の資格喪失日の記録が訂正されている場合



② イ 勤務実態が確認できるにもかかわらず、事業所の全喪日以後に、ご本人の資格喪失日の記録が入力されている場合



② ウ 勤務実態が確認できるにもかかわらず、事業所の全喪日以後に、全喪日の記録がご本人の資格取得日よりも前の日に遡及して訂正されたことに伴い、ご本人の被保険者記録が取り消されている場合

